

## 悪質な訪問販売にご注意を!

近年、違法な訪問販売による金銭的トラブルが増加傾向にあります。

よく、ニュースやインターネットでもこういった話題を見かけることがあるかと思いますが、他人事と思わず、正しい知識と必要な対策で未然に被害を防ぎましょう!

### ○悪質な訪問販売事例

1. 若い男性二人が突然訪れ、布団の点検をした。「ダニが沢山いるから衛生上よくない」と言われ、一方的に高額な契約をさせられた。
2. 不用品を買い取るという名目で家を訪れ、所持している貴金属を見せろと言いき、断ろうとすると高圧的な態度で脅し、半ば強引に買い取っていった。

このような事例の他にも多種多様な手口で販売や契約を迫ってきます。被害を未然に防ぐためにも、次の3点を意識しましょう。

1. 販売業者がきても家に入れないようにしましょう。
2. あいまいな態度を取らず、きっぱりと断りましょう。
3. 断る理由をつける必要はありません。シンプルに「いりません」「契約しません」と断りましょう。

また、お断りの意思表示として訪問販売お断りステッカーを玄関に貼るのも一定の効果があります。

役場総合窓口で無料配布していますので、ぜひご活用ください。

訪問販売や販売契約などでなにかお困りの際は下記までお気軽にご相談ください。

名寄地区広域消費生活センター ☎01654-2-3575

名寄市消費生活センター ☎01654-2-3575

名寄警察署 ☎01654-2-0110

### ■お問い合わせ

税務住民課 戸籍年金係

☎4—2511内線117

☆4—251103

